○大町市空き家バンク制度実施要綱

令和３年３月２６日
告示第６０号

大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成２０年告示第７５号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１　この要綱は、市内における空き家の有効活用を通して、市内への定住を促進し地域の活性化を図るため、大町市空き家バンク制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家　市内に存在する一戸建ての住宅（独立した基礎、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を有する家屋をいう。）及びその敷地であって、現に居住していないもの（居住を予定しないものを含む。）をいう。

（２）　所有者　空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。

（３）　空き家バンク　空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から提出された当該空き家に関する情報を登録し、市内への定住を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して、当該情報を提供する制度をいう。

（４）　空き家バンク協力事業者　空き家を空き家バンクに登録するために必要な調査又は空き家バンクを利用した空き家に関する売買、賃貸借等の契約（交渉を含む。以下「契約交渉」という。）の仲介を行う者をいう。

（５）　直接契約　空き家バンク協力事業者を介さずに当事者間で契約交渉を行うこという。

（６）　間接契約　空き家バンク協力事業者が仲介して契約交渉を行うこという。

（空き家バンク協力事業者の登録申請等）

第３　空き家バンク協力事業者として登録を希望する者（次項において「登録希望者」という。）は、空き家バンク協力事業者登録申込書（様式第１号）に宅地建物取引業免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の空き家バンク協力事業者登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンク協力事業者登録完了書（様式第２号）により登録希望者に通知するものとする。

３　空き家バンク協力事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（１）　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者であること。

（２）　公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部又は公益社団法人全日本不動産協会長野県本部の会員であること。

（３）　大町市暴力団排除条例（平成２４年条例第１３号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

４　市長は、空き家バンク協力事業者が前項の要件を満たさなくなったとき、又は空き家バンク協力事業者から登録の取消しを希望する旨の申出があったときは、空き家バンク協力事業者の登録を抹消するとともに、空き家バンク協力事業者登録取消通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（登録することができる空き家）

第４　空き家バンクに登録することができる空き家は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

（１）　老朽、損傷等が著しいものでないこと。

（２）　空き家の所有者と登記の名義人が同一であること。

（３）　空き家に係る建物及び土地の所有権を有する者が同一であること。

（４）　空き家の所有権を有する者が複数である場合は、当該所有権を有する者全員が本制度の趣旨を理解し、及び当該空き家を空き家バンクに登録することについて承諾していること。

（５）　抵当権その他の所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている空き家のうち、市長が空き家バンクの登録を認めたものについては、この限りでない。

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が空き家バンクへの登録が適当と認める空き家であること。

（空き家の登録申請等）

第５　空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者（以下「登録申込者」という。）又は登録申込者から契約交渉（空き家バンクへの登録手続を含む。第３号において同じ。）に係る権限の委任を受けた者（以下「代理人」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するとともに、登録申込者又は代理人が本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。

（１）　空き家バンク登録申込書（様式第４号）

（２）　空き家バンク登録カード（様式第５号。以下「登録カード」という。）

（３）　代理人が書類を提出する場合にあっては、登録申込者が代理人に契約交渉に係る権限を委任した事実を証する書類

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

２　登録申込者又は代理人は、前項の空き家バンク登録申込書の提出に当たっては、直接契約又は間接契約のいずれかを選択するものとする。

３　市長は、第１項の空き家バンク登録申込書及び登録カードの提出があった場合は、内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、空き家バンク登録完了書（様式第６号）により登録申込者又は代理人に通知するものとする。

４　市長は、前項の規定により登録台帳に登録した空き家（以下「登録物件」という。）に関する情報の一部を公開することができる。

（登録物件に係る登録内容の変更の届出）

第６　第５第３項の通知を受けた登録申込者又は代理人（以下「登録者」とい

う。）は、提出した空き家バンク登録申込書又は登録カードの内容に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第７号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（登録物件の登録の取消し）

第７　市長は、登録物件が次の各号に掲げるいずれかに該当するとき、又は登録者から空き家バンク登録取消届出書（様式第８号）の提出があったときは、登録物件の登録を抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第９号）により登録者に通知するものとする。

（１）　登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（２）　登録台帳に登録した日から起算して２年を経過したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（空き家バンクの利用登録申請等）

第８　登録物件に関する詳細な情報の提供又は登録者との契約交渉を希望する者（以下「利用申込者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の空き家バンク利用登録の申込書の提出があった場合は、内容を審査し、適当であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳（以下「利用台帳」という。）に登録するとともに、空き家バンク利用登録完了書（様式第１１号）により利用申込者に通知するものとする。

３　市長は、前項の通知を受けた利用申込者（以下「利用者」という。）が登録物件に関する情報の提供を希望するときは、必要な範囲でこれを提供するものとする。

（利用登録に係る登録内容の変更の届出）

第９　利用者は、提出した空き家バンク利用登録申込書の内容に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（様式第１２号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録の取消し）

第１０　市長は、利用者が次の各号に掲げるいずれかに該当するとき、又は利用者から空き家バンク利用登録取消届出書（様式第１３号）の提出があったときは、利用台帳から当該利用者の登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第１４号）により利用者に通知するものとする。

（１）　空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

（２）　申込内容に虚偽があったとき。

（３）　利用台帳に登録された日から起算して２年を経過したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

（交渉の申請等）

第１１　交渉を希望する登録物件がある利用者は、空き家バンク交渉申込書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の空き家バンク交渉申込書の提出があったときは、次の各号に掲げる契約交渉の方法に応じ、当該各号に定める者にその旨を通知するものとす

る。この場合において、契約交渉の方法は、第５第２項の規定により登録者が選択した方法によるものとする。

（１）　直接契約　登録物件の登録者

（２）　間接契約　空き家バンク協力事業者

３　登録者又は空き家バンク協力事業者は、交渉を行った結果について、市長に報告しなければならない。

４　市長は、所有者と利用者との空き家に関する契約交渉を行うことについては、直接これに関与しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第１２　登録者、利用者及び空き家バンク協力事業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集及び利用しないこと。

（２）　個人情報の一部又は全部を滅失することのないよう適正に管理すること。

（３）　個人情報は、業務終了後速やかに廃棄、消去等の措置を講じなければならないこと。

（委任）

第１３　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱の規定に基づいてなされた手続その他の行為については、この要綱による改正後の大町市空き家バンク制度実施要綱の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

様式第１号（第３関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（申請者）
住　所

会社名

代表者名

空き家バンク協力事業者登録申込書

空き家バンク協力事業者の登録を希望しますので、大町市空き家バンク制度実施要綱第３第２項の規定により、以下のとおり申し込みます。

商号又は名称	
免　許　番　号	
登　録　団　体	□（公社）長野県宅地建物取引業協会中信支部 □（公社）全日本不動産協会長野県本部
担　当　者　名	
電　話　番　号	
ファックス番号	
メールアドレス	

添付書類：宅地建物取引業免許証の写し

様式第２号（第３関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大町市長　　印

空き家バンク協力事業者登録完了書

大町市空き家バンク制度実施要綱第３第３項の規定により、空き家バンク協力事業者への登録が完了したことを通知します。

登録番号　：　第　　号

事業所名　：

住　　所　：

登 録 日　：　　年　　月　　日

様式第３号（第３関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大町市長　　印

空き家バンク協力事業者登録取消通知書

大町市空き家バンク実施要綱第３第４項の規定により、空き家バンク協力事業者への登録を取り消したことを通知します。

登録番号　：　第　　号

取消理由　：

様式第４号（第５関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

大町市空き家バンク登録申込書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大町市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解しましたので、同要綱第５第１項の規定により、以下のとおり空き家を空き家バンクに登録することを申し込みます。

１　空き家の利用を希望する者との交渉は、次の方法を希望します。

□　直接契約
契約交渉に関する全てについて、所有者と利用希望者の間で、責任をもって行います。また、契約交渉に関するトラブルの解決等について、市が一切関与しないことに同意します。

□　間接契約
契約交渉に関する全てについて、空き家バンク協力事業者へ仲介を依頼します。併せて、空き家バンク協力事業者へ情報を提供することに同意します。

２　登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第５号）記載のとおりです。

様式第５号（第５関係）

空き家バンク登録カード

登録No.		分類	住宅		□賃貸　□売却
物件住所地					
所有者	〒　―	住所			
	氏名			TEL	―　―
	携帯	―　―		FAX	―　―
	eメール	@			
代理人	〒	住所			
	氏名			TEL	―　―
	eメール	@			
希望価格	（　　円）				

物件の概要	面積		構造	建築年	年
	土地	㎡	□木造	補修の要否	補修の費用負担
	建物	1階 ㎡	□軽量鉄骨造	□補修不要	□所有者負担
		1階 坪	□鉄筋コンクリート	□多少の補修必要	□入居者負担
		2階 ㎡	□その他	□大幅な補修必要	□その他
		2階 坪		□現在補修中	
	間取り	1階	□居間（　）畳　□台所　□風呂　□トイレ　□その他（　） □洋室（　）畳（　）畳　□和室（　）畳（　）畳（　）畳		
		2階	□洋室（　）畳（　）畳　□和室（　）畳（　）畳 □その他（　）		

利用状況	□空き家（　）年 □別荘 □倉庫（物置）利用 □その他	設備状況	電気	□引き込み済み　□その他	
			ガス	□プロパンガス　□その他	
			風呂	□ガス　□灯油　□電機　□その他	
			水道	□上水道　□簡易水道　□その他（　）	
主要施設等への距離	□駅 km		下水道	□下水道　□浄化槽　□その他（　）	
	□バス停 km		トイレ	□水洗　□汲み取り　／　□和式　□洋式	
	□市役所 km		駐車場	□有（ ）台　□無　／　車庫　□有　□無	
	□病院 km		庭	□有　□無	その他
	□消防署 km		※特記事項		備考
	□警察署 km				
	□保育園 km				
	□小学校 km				
	□中学校 km				
	□公園 km				
	□スーパー km				
	□ホームセンター km				
	□ km				

受付日	年　月　日	現地確認日	年　月　日
登録日	年　月　日	有効期日	年　月　日
登録抹消日	年　月　日	□契約成立　□登録取消　□その他（　）	

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

【間　取】
【現況写真】
【地　図】

様式第６号（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大町市長　　印

空き家バンク登録完了書

大町市空き家バンク制度実施要綱第５第３項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したことを通知します。

登録番号　：　第　　号

物件所在地　：　大町市

登　録　日　：　　年　　月　　日

有効期限　：　　年　　月　　日

※登録申込の内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第７号（第６関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（届出者）
〒
住所

氏名

空き家バンク登録変更届出書

大町市空き家バンク制度実施要綱第６の規定により、空き家バンク登録台帳に登録されている内容の変更を届け出ます。

登録番号　：　第　　号

変更内容　：　様式第５号による。

※空き家バンク登録カード（様式第５号）へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第８号（第７関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（届出者）
〒
住所

氏名

空き家バンク登録取消届出書

大町市空き家バンク制度実施要綱第７の規定により、空き家バンクに登録している空き家について、以下のとおり登録の取消しを届け出ます。

登録番号　：　第　　号

取消理由　：

様式第９号（第７関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大町市長　　印

空き家バンク登録取消通知書

大町市空き家バンク制度実施要綱第７の規定により、空き家バンクの登録を取り消したことを通知します。

登録番号　：　第　　号

取消理由　：

※登録日から２年を経過したことにより登録を取り消したものについては、改めて登録申込を行うことにより再登録することができます。

様式第１０号（第８関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（利用申込者）
〒
住所

氏名

空き家バンク利用登録申込書

大町市空き家バンク制度の利用を希望しますので、大町市空き家バンク制度実施要綱第８第１項の規定により、以下のとおり空き家バンクの利用登録を申し込みます。

氏　　名	（　　）歳
電　話　番　号	
Ｅ－ｍａｉｌ	
利　用　目　的	
同　居　構　成 （申請者を除く）	①氏名（　　）続柄（　　）年齢（　　）歳
	②氏名（　　）続柄（　　）年齢（　　）歳
	③氏名（　　）続柄（　　）年齢（　　）歳
	④氏名（　　）続柄（　　）年齢（　　）歳
	⑤氏名（　　）続柄（　　）年齢（　　）歳

様式第１１号（第８関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大町市長　　印

空き家バンク利用登録完了書

大町市空き家バンク制度実施要綱第８第２項の規定により、空き家バンク利用登録台帳に登録したことを通知します。

登録番号　：　第　　号

住　　所　：

氏　　名　：　　様

登 録 日　：　　年　　月　　日

有効期限　：　　年　　月　　日

※変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第１２号（第９関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（届出者）
〒
住所

氏名

空き家バンク利用登録変更届書

大町市空き家バンク制度実施要綱第９の規定により、空き家バンク利用登録台帳に登録されている内容の変更を届け出ます。

登録番号　：　第　　号

変更内容　：

様式第１３号（第１０関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（届出者）
〒
住所

氏名

空き家バンク利用登録取消届出書

大町市空き家バンク制度実施要綱第１０の規定により、以下のとおり空き家バンクの利用登録の取消しを届け出ます。

登録番号　：　第　　号

取消理由　：

様式第１４号（第１０関係）

年　　月　　日

様

大町市長　　印

空き家バンク利用登録取消通知書

大町市空き家バンク制度実施要綱第１０の規定により、空き家バンクの利用登録を取り消したことを通知します。

登録番号　：　　第　　号

住　　所　：

氏　　名　：　　様

取消理由　：

様式第１５号（第１１関係）

年　　月　　日

大町市長　　殿

（利用者）
〒
住所

氏名

空き家バンク交渉申込書

大町市空き家バンク制度実施要綱第１１第１項の規定により、下記の内容に同意の上、空き家バンクに登録されている以下の物件について交渉を申し込みます。

希望物件番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿番

記

１　空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約並びに交渉、契約等に関するトラブルの解決については、登録者又は協力事業者との間で責任をもって行います。

２　利用申込書記載事項に偽りはありません。

３　空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

様式第１号（第３関係）
様式第２号（第３関係）
様式第３号（第３関係）
様式第４号（第５関係）
様式第５号（第５関係）
様式第６号（第５関係）
様式第７号（第６関係）
様式第８号（第７関係）
様式第９号（第７関係）
様式第１０号（第８関係）
様式第１１号（第８関係）
様式第１２号（第９関係）
様式第１３号（第１０関係）
様式第１４号（第１０関係）
様式第１５号（第１１関係）